



弁護士

田中 秀雄

## ● 養育費が変わる！

今回はとっても真面目なお話です。「養育費」とは、離婚の際に未成年子を引き取って養育することになった親からもう一方の親に請求する未成年子が社会人として自活するのに必要な費用のことです。「婚姻費用」とは、「夫婦と未成年子」という家族が、その収入や財産、社会的地位に応じて通常の社会生活を維持するために必要な生活費のことで、具体的には、居住費や生活費、子どもの生活費や学費といった費用のことで、法律上、婚姻費用については夫婦が負担能力に応じて分担する義務を負っています。離婚事件において、養育費や婚姻費用をいくらと決めるのは大きな争点で揉めることはよくあります。

## ● 突然の発表

最高裁は昨年11月12日、離婚訴訟や離婚調停などで広く利用されている養育費や婚姻費用の算定表について、社会情勢の変化を反映させた改定版を12月23日に公表すると発表しました。この原稿を書いている令和元年12月初旬の段階では、改定版の内容は分かりませんが、改定版では、税制や教育費、生活保護費の基礎となる「最低生活費」の変化が反映される見通しです。

全国の家裁では令和元年12月23日以降はこの新しい算定表に従って処理されることになると思われます。

離婚弁護士にとって、養育費や婚姻費用の基準が変わるのは大問題です。そして、貰う側にとっても、支払う側にとっても大きな問題となります。

## ● 16年半ぶりの改定

離婚訴訟や離婚調停で養育費や婚姻費用を決める際などには、現在は裁判官らの研究会が平成15年4月に法律雑誌に発表した簡易算定方式（算定表）が使われています。夫婦の収入と子供の年齢や人数ごとに、子供と離れて暮らす親が支払うべき養育費の目安を表で示したもので、素早い紛争解決につながるとして実務では広く定着しています。今回は16年半ぶりの改定ということになります。

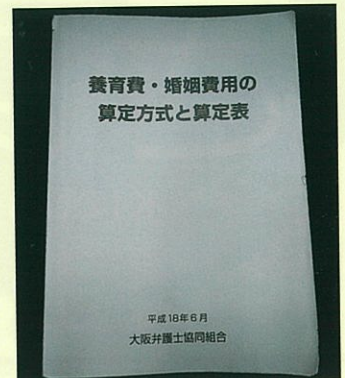
## ● 従来の算定方式の問題点

これまでの算定方式では、夫婦の総収入から税金や経費を差し引いた金額を「基礎収入」として養育費を算出しますが、基礎収入は総収入の4割程度となるため、「養育費が低すぎる」、「低額でシングルマザーの貧困を招いている」といった指摘も出ていました。

また、現在の算定表は子どもの成長に合わせた形になってい

ません。現在の算定表は、その時の子どもの年齢に従い、親を100としたときに、14歳までは55、15歳からは90という指数で算出しています。そのため、同じ親の収入を基礎としても、子どもが14歳か15歳かで金額に大きな差が出ます。このことは簡易な算定のためやむを得ないかもしれませんが、例えば10歳の子どもが15歳になったときに、養育費を変更するという扱いはされておらず、10歳のときに決まった低い養育費を15歳以降も受け取り続けることとなります。この点、運用の問題なのか、算定表の問題なのかは難しいところですが、少なくとも現在の算定表はこの点を意識して作成されていません。

その他にも、公租公課の算出の不合理性、職業費算出の不合理性、特別経費算出の不合理性、算定表化における不合理性、公的検証がなされていない、生活保護法との関係を検討していない等の指摘がありました。



## ● 日弁連の見解

一方、日弁連は、平成28年11月、新たな算定方式を独自に発表しました。これは、総収入から差し引く経費に住居費や保険料を含めないことで、基礎収入が総収入の6、7割程度となり、算出された養育費が現行の約1・5倍となる内容でした。

## ● 最高裁の研究

また、最高裁判所の司法研修所は、平成30年7月から養育費・婚姻費用の算定方法の見直しに着手し、東京、大阪両家裁の裁判官4人を研究員に選び、養育費や婚姻費用の算定に関する実証的な研究を行ってきました。12月23日に公表される研究報告は4人の裁判官個人の見解ですが、実務においては一定の重みがあるものになると言われています。

## ● 新算定表への期待

新たな算定方法では、近年の家庭の支出傾向を踏まえ、増額される場合もありますが、夫婦の収入などによっては現状と変わらないケースもあるとみられています。

ただ、離婚して新たな世界に踏み出す配偶者には不安が一杯です。特に専業主婦やパートだった配偶者にとって、養育費と公的な手当がいくらかは大問題で死活問題です。新しい算定表がこうした人達に勇気を与える内容だといいですね。

